

『増一阿含經善聚品32—4・天使經』考

牧 達 玄

『増一阿含經』卷二十四に納められている諸經典の中、第三十二・善聚品の4に位置する『天使』と題される經典（以下後表に従い④とする）は、現在までの見解で『MN130・Devadatta』（以下③）『中阿含64・天使經』（以下⑤）『仏說鉄城泥犁經』（以下⑥）『閻羅王五天使者經』（以下⑦）にその内容が相当する經典であるとされて来た。確かにその内容は、包括的な点ではそれら諸經と同類のものと見られるが、細部にいたる検討を加えてみると必ずしもパラレルであるとはいえない点が多々存在し、その構造においてもかなり特異な資料であることが解る。以下、④の内容に従い諸資料を比較検討することにより、④の他資料中における位置について若干の考察を加えてみたい。尚、紙数の関係上、その内容を次の七部門に分けることにする。

- ⑦淨天眼・有不有の譬え（序文）の部分
- ①五天使の問の部分
- ②四柱有四門偈の部分

⑤獄卒が行う刑罰の種類の譬えの部分
⑥地獄の中における罪人の様子の部分
⑦地獄の種類を説く部分
⑧終章（流通文）及び偈文の部分
さて、まず⑦の部分であるが、④は淨天眼有不有の譬えとして「兩門のある家の例」を示し、正見業を修するものと邪見業を修するものとの命終後の再生処について述べる。この部分は、⑥MN130に全くパラレルを見い出すことができるが、他の資料とはその譬えが全く異なるものであることが知られる。即ち、現在まで対応するとされてきた諸資料、つまり後表第1類の③⑤⑥は、「雨水中の泡の例」「冥夜の大炬火の例」など都合3ゝ5種の例を示すのである。つまり、同じ第1類といってもその譬えが全く違うのである。ということとは、この部分に關してのみいえることは、④は、他の漢字訳資料とは異ったテキストからの訳出經典であると考えられる点である。ただ、③にパラレルを見い出し得るからといっ

て、これら④⑧兩經が全くその後、同一の内容を有するかというところではない。何故なら次の④の部分以下では兩經異った説を示すからである。

①の部分、つまり五天使の問の部分は、罪人に対し、閻魔（羅）王が天使を派遣しその罪人の生前の五種の罪について問う個所である。この五種の問の内容および説かれる順序は、後表のとおりであるが、この部分、④とパラレルなものは③と⑥であり、他は全く異なる。ここでは、その順序のみではなく、五種の問の各々の内容に対する譬えの種類も異なるのである。特に注視しなければならない点は、先の⑦の部分とは違い、④は、③と異なる内容を有し、先の⑦では合致しなかった③⑥と合う点であろう。また、①と⑥は、この問を閻魔王自身のものとして、他の資料のように五天使を出さないなど思想的にもこの④の部分は問題となる個所であるが、④を更に特徴付けるのが、次の⑤⑥⑦の部分である。

まず、⑤⑥⑦の説かれる順序の問題であるが、④は今いうように⑤⑥⑦と説く。これは、その内容の展開上かなり無理な形であることが、先の④を含め知られるのである。即ち、④は、①と⑤及び⑥と⑦との関連がない形をとる。これに対し⑥は、⑤⑥⑦の順に説く。即ち、⑤と⑦の間に⑥を説き、①と⑤及び⑥と⑦の関連がよりスムーズに説かれる形をとっている。つまり、⑥は「五天使の問④を説き終り、その獄卒

達、罪人に対して、行、刑罰の例⑤を示し、次いで罪人がいくべき悪処地獄の類を偈文の形⑥で示し、その偈の内容に照らし合わせて、次の⑦四方四門の大地獄中における罪人の様子を説いた後、地獄の種類⑧を説く」という論旨の通った説き方をしていることが解るのである。これに対し④は、先に示したように①⑤⑥⑦の各々の関連性を全く無視した形として論を展開させるのである。特に、⑤は①の第5項、即ち罪人への刑罰の例との関連から説かれ、また、⑥は⑦の内容を受けて説かれるものであるから、内容の流れからいうと④よりも⑧の方がより妥当であるといわざるを得ない。

このように④には論旨の矛盾する個所、つまり構造上不適合な部分が存在するのであるが、内容上さらに注目すべき点が存する。それは、⑤の部分である。即ち、この⑤に相当する部分が、今まで見てきた表中第一類の各資料には、⑧を除いて全く示されないものである。⑧を除く第一類の③④⑥の諸資料は、いずれも⑦の次にすぐ⑧を説き示す。もちろん先にみた論旨の展開から考えるなら、これら③④⑥の資料が⑦⑧の順に説を進める点は無理はないが、それにしても⑤の部分の欠落は、テキストの同異を知る上で先に述べた④の部分との関連から実に興味深いものがある。つまり、現時点では、④のみが、漢字訳諸資料の中にあつて、この⑤を述べる資料であることになるからである。ところが、この⑤の部分に相

当すると考えられる記事は、今までほとんど全く無関係であると思われてきた他の資料中に、それを見い出すことができるのである。それらは、即ち表中第二類として示しておいた④⑩①の各經典である。これらの資料が今まで取り扱った第一類の各資料とほとんどその内容を異とするものであることは、すでに再三述べてきたが、④は何故か突然それら第二類の資料に説かれる⑤の内容について説き出すのである。（しかも、先述の如く⑦と⑧の関係を断ち切るかのように、その中間に置かれてである。）この点は、先の①の部分との関連を含め、⑧を除く第一類の資料と④とが、かなり異ったテキストであることを如実にものがたっている。

ところで、この④の内容であるが、④は獄卒の行う刑罰の種類を都合十二種示す。即ち、①苦痛を以て罪人を殴打する②利斧をもって罪人の形体を斫る③刀劍樹を上下させる④鉄の烏に腦を啄まれる⑤熱銅柱を抱かせ座らせる⑥脚のくびすより筋を抜き車に載せ進退させる⑦火山の上に著し上下に駆使用する⑧舌を抜きさる⑨刀山上に著し五体を断つ⑩大鉄葉で罪人の身を覆う⑪五種の役を作り鉄釘にて身心を打つ⑫大鑊の中で罪人を煮る。以上の十二種であるが、これに対し④①は六種、④は十種、⑪は十一種と各々異なり、その内容にもかなりの違いが見られるのである。この相違もテキストの同異を知る上で非常に興味深いものがあるといえよう。これら

の相違が元々そうであるのか、後世の所産であるのか現時点では判断できかねるが、いずれにせよ④で⑤を説く点は、原本テキストの相違を知る上でかなり重要なポイントとなり得ると考えられる。

さて、次に④の部分のみてみよう。この部分は「四門大地獄」中における罪人の様子を説くものであるが、「四門」という以上、東西南北の四方面の門が全て在るべきなのに、④は東門と北門の記事のみあり、西門と南門の記事を欠く。また④は、東西南の三門について述べるが北門を欠く。他の⑧⑩①の各経は、四門ともそろってはいるがその説かれる順序がまちまちである。など各資料でその内容が異なるのである。また、関連資料の面から考えると先の⑤の部分で関係した第二類に当る諸資料には全くこの部分がなく、逆に第一類の資料にその部分を見い出すことができるのであるが、これは、先の⑤で述べたように④の資料的位置を知る上で重要なものと考えられる。ただ、その意味で更に考慮すべき点は、④では東門地獄での罪人の様子を説き示した後すぐに北門での様子に移らず、表中第一類の他の資料には全く見い出すことのできない次のような偈文を挿入している点である。

「愚者常喜悅 亦如光音天
智者常懷憂 如似獄中囚」

この偈文は、同じ『増一阿含經』八難品 42—1—3 泥犁經に

も見い出すことができ、⁽⁸⁾ いわゆるパーリ Dhp 200 偈などに見られる、

susukhan vatajivāma yesan no natthi kīncanam pītibhakkha
bhavissīma devā abhassarā yathā'ti⁽⁹⁾

という偈文の内容に通じるものとして注目されるものであるが、今取り扱っている諸資料の中にあつては、^(A)のみこの偈文を説くのである。例えば後表のごとく^(A)と^(B)は、他の資料に比べ、わりと多くのパラレルを見出し得るのであるが、この偈文だけは^(B)にそれを見い出すことは出来ないのである。ということは、^(A)がいずれのテキストから翻訳されたのかという原本テキストの問題を知る上においても、先の^{(7)(E)}と同様、注目に値する個所であると考えられるのである。

次に^(D)の部分について見てみよう。この^(D)の部分は、後に「十六小地獄」としてまとめられる内容を有する。即ち、具体的に地獄名を示し、その様相について述べる部分である。

この個所も、後表のように今問題としている諸資料でその内容が異なる。まず、説かれる数の問題であるが、^(A)は六種、^(B)は七種、^(C)は八種、^(D)は五種とそれぞれ異なる。また、第二類の中にあつては^(C)のみこの内容に言及し、八種の地獄名を挙げるが、それは^{(D)(E)}の内容とは種類を異とする。⁽¹⁰⁾ 次に、内容の面であるが、例えば^(A)では、飢・渴をうったえる罪人に対する獄卒の刑罰を、それぞれ沸尿地獄中のものと熱尿地

獄中のものとに分け、独立したものとして示すのに対し、他の資料はそれを一つにまとめ、換言すれば、対のものとしていて^(A)とは異なる。この^(A)の説は、後の『長阿含経世記経』などの説に近く注目すべき個所であつて^(A)のテキスト上の特徴を示すものとして興味ある点であるが、他の資料ともこの^(D)の部分に関しては各々特徴を示すため詳しい考察は別稿に譲りたいと思う。

最後に^(E)について少し考察を加えてみたい。この^(E)の部分、いわゆる終章では「諸人は身・口・意が清浄でない故に諸々の罪をおかし、命終の後、地獄に堕ち、諸々の刑罰を受けるのである。故に、身・口・意を清浄にし貪・恚・慢・嫉・慳の五結を滅し、信・精進・念・定・慧の五根を修することにより解脱を得るべし」と^(A)は説く。この部分において^(A)は他の資料に見られない三つの特徴を示す。

第一は、その中に「罪人には、四事供養（恵施・仁愛・利人・等利の各供養）がない」という記事が見られることである。これは、先の^{(7)(F)}に対応するものとして説かれるものであるが、今問題としている他資料にはそれを見い出すことができない。⁽¹¹⁾

第二は、身・口・意の浄不浄の譬えとして先に^(D)の部分で示した「愚者常喜悦、亦如光音天云々」という偈文の内容を、さらに散文化して示す点である。これも他の資料中にそ

れを求めることはできない。¹¹⁾

第三は、「智慧者の法」つまり、解脱を得るために修すべき法を、他の資料は特別にその法の名を示さないのに対し、④ではそれを明確に「五根」とする点である。この点は、④という經典の性格上の産物であるかも知れない。つまり、④は先の④の五天使の内容に合わせ、五根を修することににより解脱を得るというように数字上の内容を故意的に合わせている感があるのである。

このようにに④は他の資料にない三つの特徴があるのであるが、この⑤の部分は、⑥⑦にみられるような偈文も示されないなど、かなりその様相に特徴があり作爲的な感じの部分であるといえそうである。

以上、④につき、その構造上の問題ならびに内容相違の面から若干の考察を加えた訳であるが、結果として「④は⑥に全く対応する經典ではなく、また他の資料ともパラレルであるともいい切れず、逆に他にない特徴をかなり多く有する資料であって、関連資料中にあつてはかなり特異な存在である」ということができる。これが、成立課程上の問題なのか、部派所屬の違いよりなる見解なのかは、今後、更に細部に到る研究が必要であらう。(未完)

1 大正2、六七四頁B。

2 ⑥は、現在まで④に相応する資料に入っていなかったが、そ

の内容は①に全くパラレルであり、ここに明示しておいた。詳しくは、印仏研32—1拙稿『仏説泥犁經』考・京都文教短大研究紀要第二十三集「16小地獄をめぐる諸問題(三)」など参照。

3 詳しくは、ibid. (2) 所収の拙稿参照。

4 この部分⑥と①は、全くパラレルである。総合的には内容から判断すると⑥は①の影響をうけているのかも知れない。PTS. MN. Vol. 3. pp. 182~183

5 ibid. (2) 京文短大研究紀要第二十三集、所収 p. 34の表②及び第二十四集記載予定「16小地獄をめぐる諸問題(四)」等参照。

6 ⑥は、⑦以下の記事・内容を全く欠く。これは、⑥が他資料の一部のみを翻訳した半端な資料であると考えれば支障がない。

7 大正2、六七五C。

8 大正2、七四八C。

9 この偈文は他に SN. IV-2-8, UV. xxx-49, J. IV (539, 128) p. 55 にパヤナを見出し得る。ただ J. G. Dh. IX-7 (168) Mbh. (p) XII-276-4 (268-4), Shukla 版 Dh. 256, 257 には -devāhy āhāsvara yatha/ の部分を見出し得ない。漢訳では、維阿一〇九五(大正二・二八八・A、法句經安寧品(大正四・五六七B)・法句譬喻經・寧品(大正四・五九四C)出曜經・樂品(大正四・七五八B)・法集要領經(大正四・七九五A)に見られる。西藏訳 UV. 50 (200) にも同文あり。この偈文の同異、有無に関しては、一考に値する。

10 詳しくは、ibid. (2) の拙稿参照。

11 ここにいう四事とは、四摂事法(Skt. catvāri saṃgraha-vastūni) のことであり、『典座教訓』などに見られる四事供のことではない。

12 ibid. (8) にも同記事あり。

○増一阿含經32-4「天使」を中心とした各資料対照表

内 容		㉗	㉘					㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	
資料名			①	②	③	④	⑤						(偈文)	ナシ
㉑ 増一阿含經 善聚品 32-4 「天使」		浄天眼有不有の譬 え(両門の家の例)	①不孝父母の例	②老の苦しみ	③病の苦しみ	④死の苦しみ	⑤罪人への刑罰	四柱有 四門偈 (偈文)	獄卒 罰が行う類 (12種)	四門大地獄中に おける罪人の様子	地獄の種類 (6種)	終章(流通文)	(偈文) ナシ	
第 一 類	㉒ MN 130 「deva-dūta」	○	①	②	③	⑤	④	㉙(偈文) ▲	㉗(6種) ▲	▲	△(7種)	▲	▲	
	㉓ 中阿含經64 「天使經」	(注) ▲ (雨水中の泡の例など)	①	②	③	④	⑤	(偈文) △	ナシ	▲	▲(5種)	▲	▲	
	㉔ 鉄 城 泥 犁 經	▲	①	③	②	④	⑤	(散文) ▲	ナシ	▲	▲(8種)	▲	ナシ	
	㉕ 閻羅王 五天使者經	▲	①	②	③	④	⑤(終)	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	
	㉖ 泥犁經 後 半 部	▲	①	③	②	④	⑤	(散文) ▲	ナシ	▲	▲(8種)	▲	ナシ	
第 二 類	㉗ 泥犁經 前 半 部	ナシ	ナ シ					(散文) ▲	(10種) ▲	ナシ	△(8種)	ナシ	ナシ	
	㉘ 中阿含經199 「癡慧地經」	ナシ	ナ シ					ナシ	(11種) △	ナシ	ナシ	▲	ナシ	
	㉙ MN 129 「Bālapaṇḍita」	ナシ	ナ シ					(散文) ▲	MN 130と同 (6種) ▲	ナシ	ナシ	▲	▲	
参 考	A N III-35 「Deva-dūta」	ナシ	ナシ	①	②	③	④	(偈文) △	ナシ	ナシ	ナシ	▲	▲	

○↓同内容、△↓一部内容が異なる、▲↓かなり内容が異なる、ナシ↓該当項目ナシ(いずれも㉑から見たもの)